

## 令和6年度「鏡石町就学援助費」についてのお知らせ

鏡石町では、経済的な理由でお困りの児童生徒の保護者に対して、学校でかかる費用の一部を補助する就学援助を実施しています。

援助を希望される方は、次の説明及び裏面をお読みのうえ、申請書及び該当事由を証明する書類の確認のためのチェックリストに記入し町教育委員会（町公民館内）へ令和6年5月31日（金）までに提出してください。申請書は、学校及び教育委員会（町公民館）、町ホームページにもあります。

なお、令和5年度に認定を受けていた方も、毎年申請が必要です。

**※鏡石町教育委員会（公民館内：鏡石町旭町159番地）へ直接申請してください。**

**申請についての受付時間は原則午前8時30分～午後5時15分となります。時間内または期限内に提出できない理由がある方は事前に教育委員会（62-3459）へ連絡いただくか、不備の無いようにチェックリストを再度確認し、郵送してください。**

## 援助を受けられる方

令和6年度に①～⑩のいずれかにあてはまる方で、援助が必要であると認められる方に限ります。申請者は、該当理由を証明する書類を必ず添付してください。なお、申請の際には必ず振込先の預金通帳と印鑑（認印）を持参ください。

該 当 理 由	該当理由を証明する書類
①生活保護を受けられなくなった方	保護廃止（停止）決定通知書
②母子・父子家庭、障害者及び高齢者で前年の所得が135万円以下で町民税が非課税の方	町民税・県民税非課税証明書（令和6年度） （税務町民課で発行する証明）
③災害その他特別な事情があつて町民税が減免された方	町民税減免通知書（税務町民課で発行する証明）
④災害その他特別な事情があつて個人事業税が減免された方	個人事業税減免通知書 （税務町民課で発行する証明）
⑤災害その他特別な事情があつて固定資産税が減免された方 ※家屋新築による減免は対象になりません。	固定資産税減免通知書 （税務町民課で発行する証明）
⑥国民年金の保険料が全額免除された方	国民年金保険料免除申請承認通知書 （年金事務所からの通知）
⑦災害その他特別な事情があつて国民健康保険税が減免された方	国民健康保険税減免通知書 （税務町民課で発行する証明）
⑧児童扶養手当を受けている方 ※児童手当及び特別児童扶養手当は対象になりません。	児童扶養手当証書の写し （福島県知事で発行する証書）
⑨生活福祉資金の貸付決定を受けた方	生活福祉資金貸付決定通知書
⑩その他特別な理由で経済的にお困りの方 ※住宅・自動車ローン・生活ローン等の債務の返済については考慮できません。 ※要保護（生活保護）に準じる程度に困窮していると認められる方（町民税が非課税等）	①災害での申請の場合 ・罹災証明書（全半壊の場合） ・所得・課税証明書（令和6年度） ②その他特別な事情で申請の場合 ・所得・課税証明書（令和6年度） ・雇用保険被保険者手帳の写し 等 （公共職業安定所で発行する手帳）

(注) ⑩その他特別な理由で経済的にお困りの方については、令和6年度の所得・課税証明書を添付してください。

(注) 障害者年金、遺族年金を受給されている場合は、その証明書の写しも添付してください。

## 2 援助の種類と支給予定額

学用品費（学用品等の購入にかかる経費）、新入学学用品費（新入学時のみ対象（4月からの認定者のみ該当））、通学用品費（通常必要とする通学用品）、修学旅行費、給食費、医療費（次の疾病の保護者負担分 ①トララコーマ及び結膜炎②白癬、疥癬及び膿痂疹③中耳炎④慢性副鼻腔炎及びアデノイド⑤齲齒⑥寄生虫病（虫卵保有を含む。））、校外活動費、生徒会費、PTA会費  
支給額については、文部科学大臣が定める予算単価が限度となります。

## 3 申請書の記入の注意点

- (1) 該当する事項を漏れなく記入してください。
- (2) 申請児童生徒の欄の学年については、令和6年4月現在の学年を記入してください。
- (3) 家庭の状況欄には、同居している方全員（申請児童生徒を除く。）を記入してください。祖父母、伯（叔）父、伯（叔）母等と同居している場合、記入漏れがないように注意してください。また、年齢は令和6年4月1日現在の年齢を記入してください。
- (4) 就学援助を必要としている理由は、具体的に記入してください。

## 4 認定について

- (1) 家庭状況調査（必要に応じ民生委員が訪問します）及び申請書類を審査いたします。
- (2) 申請書類については、内容の確認や資料の追加提出をお願いする場合があります。
- (3) 結果については、8月中旬頃に通知いたします。
- (4) 年度途中の認定（支給）については、申請書類が、教育委員会教育課に受理された月の翌月からとなります  
※令和6年度は、5月31日（金）までに教育委員会で受理されたものについては、4月からの認定（支給）となります。

## 5 その他

- (1) 住所、世帯状況等が変わった場合は、必ず学校までご連絡ください。
- (2) 今まで就学援助を受けていた方の中で、生活状況の好転等により援助の必要がなくなった方は学校に連絡してください。

## 6 問い合わせ・郵送先

住 所：〒969-0404  
鏡石町旭町159番地  
鏡石町教育委員会教育課  
教育グループ  
電 話：62-3459